

## 二、寺院下知状ほか

寛文年間、幕府から全国各宗寺院に対し各藩を通じて交付されたものの様です。

当時の幕政や世相の一端を識る縁よすがになればと存じます。二十数年前の元和元年に「諸宗本山本寺諸法度」が定められ、それから二十年余りの間は、「旗本諸法度」「武家諸法度」の改定、寛永通宝の鑄造、そして明暦の大火で江戸本丸も焼失、「武家諸法度の改正」で殉死の禁止令発布、諸大名の人質を停止。と幕政も変革の動きが頻りと進展する頃でした。原文の俣を掲げます。

### 寺院下知状

條々

- 一、僧侶之衣鉢應其分際可着之併佛事作善之儀式檀那雖望之相應輕可仕事
  - 一、檀方建立由緒有之寺院住職之儀爲其檀那計之條從本寺遂相談可任其意事
  - 一、以金銀不可致後住之契約事
  - 一、借在家構佛壇不可求利用事
  - 一、他人者勿論親類之好際有之寺院坊舍女人不可抱置之但有來妻帶者可爲各別事
- 右條々可相守之若於違犯者隨科之輕重可有御沙汰之旨依 仰執達如件

寛文五年七月十一日

大 和 守  
美 濃 守

之を読み下してみるとこのようになりましょうか。

寺院下知状

條々

一、僧侶の衣鉢は其分際に応じてこれを着す可し 併し仏事作善の儀式は檀那望むと雖も相応に軽く仕る可き事

一、檀方建立に由緒あるこの寺院住職の儀は其檀那としてこれを計らう條は本寺に従い相談をすゝめ其意に任す可き事

一、金銀を以て後住の契約は致す可からざる事

一、住家借り仏檀を構え利用を求む可からざる事

一、他人は勿論親類の好際これ有る寺院の坊舎に女人を抱え置くにいたる可からず但し、妻帶來たるは各別に為す可き事

右の條々相守る可く若し違犯する者は、科おきてしたがに随したがいその輕重の御沙汰有る可き旨仰に依り執達くだん件の如し

大和守

美濃守

豊後守

雅楽頭

豊 後 守  
雅 樂 頭